

幼保一体化施策に関する比較研究 —スウェーデンの保育政策を中心に—

A Comparative study of the System of the Unit of Kindergarten and Daycare —The focus point of A Pre-education Policy in Sweden—

名須川 知子*
NASUKAWA Tomoko

現在、わが国では、平成27年度をめざし、幼保一体化施策の準備段階である。かつてわが国と同様に幼保二元化であったスウェーデンがプレスクールとして、一元化となり注目されている。その史の変遷とさらなる変革を遂げている保育政策・内容を整理し、課題を明らかにすることで、これから目指そうとしているわが国の一体化施策への示唆を得たい。研究方法として、主にスウェーデン教育省でのインタビューに基づき課題を整理した。その結果、十全な保育政策の他、遊びや生活から学びを得て、学校化しない保育の質の保障と、保護者の要望に関して、わが国との相違が明らかとなった。

キーワード：幼保一体化、プレスクール、スウェーデン教育省、遊びと生活からの学び

Key words : unit of kindergarten and daycare, preschool, the Ministry of Education in Sweden, learning through play and life in childhood

はじめに—OECDの幼児教育施策と保育内容

現在の国際社会の中の就学前教育についてみると、主にECEC (Early Childhood Education and Care) として、乳幼児の発達と学習が初等教育を含むその後の人生の経験や生活の質に重要な意味を持つものであるとしている。そのためにOECD (経済開発協力機構) では、0歳児からスタートする子どもの発達と学習の支援という基本的考えをもち、2010年には、東京において第13回 OECD Japan Seminar ではじめて就学前教育のテーマである「保育者の専門性と園組織運営における質の向上」が開催された⁽¹⁾。このように、経済政策としても就学前教育に関心がもたれている。OECDでは、2001年から保育政策のための調査を実施し、“Starting Strong I～III”の報告に基づき、2011年には政策提言がされている⁽²⁾。その理由としては、OECD 諸国全体にわたり、経済に関わる急激な社会変動が各国の家族及び子育ての形態を変容させている現状を考慮し、主に女性の就労とジェンダー平等、仕事と家庭の責任の両立、人口問題、子どもの貧困と不利益の問題に取り組むこととされている。そこでECECへの投資を体系的で総合的な政策アプローチをとるよう提言され、子どもにとってふさわしい経験を継続させて、人的資源の有効活用をはかることを求めている。そこでは、教育とケアの共通構想が図られ、社会で子育てをするシステムが構築されることを求めている。

一方、幼保一体化については、幼保の2つのシステムが分断されている国での問題性が指摘されている。それ

は、就学前教育は、ホリスティックなアプローチで学習・ケア・養護が一体となって子どもに提供されるべきものであることを前提としている。しかし、あまり学校化しないで幼児教育の特性をもって学習への一体化されたアプローチを実施している国と、むしろ小学校の内容・方法を幼児教育に導入する傾向のある国がみられるのが現状である⁽³⁾。

わが国では、2016年 (平成27年度) を目指し、幼保一体型認定こども園化に向かっているが、現在は幼保の2つのシステムが存在している。また、給付金の一体化も実施される予定だが、これまでは保育・教育の負担を家計に頼り、国としての公的支出を人材への「投資」として捉えていないことが指摘されている⁽⁴⁾。幼児への先行投資は社会的にメリットがあるというOECD 諸外国の調査結果にも関わらず、就学前はもちろん教育全般への公財政支出は2008年の統計によるとOECD 平均の5.0%に比して3.3%という状況である。すなわち、未だにわが国の子育ては、核家族化、少子高齢化、女性就労といった家族構成の変化に対応しておらず、子育てを個人の責任とする従来どおりの古いシステムで実施されている状態である。

また、今回の施策でも、幼保一体化の目的として「保育の質の向上」が提示されているように、制度だけではなく、幼保一体化に関連した保育の質の課題解決が重要である。では、幼保一体化した中で保育の質として、何を第一にすべきであるのか。それは、乳幼児の「遊び・

*兵庫教育大学大学院人間発達教育専攻幼年教育コース

平成25年11月1日受理

生活をとおした学びの質」であり、それはその後の幼小連携を見据えたものとして位置づけられるものである。新政策では、満3歳以上の「学校教育」とそれがすべての子どもに質の高い教育・保育として与えられ、小学校へ連携していくことが明記されている。では乳幼児の子どものためにふさわしい教育環境とはどのようなものであろうか。

それは、0歳児から開始されている環境を探索して学ぶ姿が保障できるものであり、幼児期になっては仲間との学びを伝え合い、学び合う姿を保障するものである。学びのプロセスは、まず、「あれっ？なんだろう」「おもしろそうだな」といった幼児自身の気付き、興味・関心が基底となり、その後、「みてみよう」「さわってみよう」「やってみよう」という試行錯誤への契機が幼児の心にあらわれ、その結果「やったー！」「あれ？」といった気持ちが動き「そうだったんだ」「どうして？」「どうすればいい？」といった深い思いが徐々にあらわれてくる。これが、発見・気付きになり、そこからさらなる試行錯誤や創意工夫の行動へとつながっていくのである。また、このような一連の経験・プロセスが、「もっとこうしてみよう」とか「「これでもできるかな？」といった意欲や期待、挑戦といった気持ちにつながっていくのである。

このように、幼児にとっての「学び」とは、対象や人への関わり自らかかることで、自分自身の内面が変容することであり、その繰り返しにより、その物へのイメージが定着していくことである。結局、幼児教育の遊びをとおした学びの本質は、以上述べたようなものであり、その内容や遂行を保障することが保育の質の維持なのである⁽⁵⁾。

1. わが国における幼保一体化施策の変転

幼保一体化施策の変転については、平成23年6月の国会において、「社会保障と税の一体改革法案」として、民主党、自民党、公明党での修正協議がもたれ、その結果、平成24年8月、三党合意として、これまで審議されてきた総合こども園の取り下げがなされた。それに伴い、保育所を総合こども園にする全面移行も撤回され、現行制度の「認定こども園」の拡充へと大きく舵が切られた。すなわち、それまで審議されてきた幼保一体型施設としての「総合こども園」の実質撤回ということである。

これまで、平成23年度には、内閣府が中心となって「子ども・子育て新システム」の総案を作成し、第180回通常国会の予算審議の後、1兆円かかると言われている「総合こども園」構想を提示した。その目的は、第1にすべての子どもの良質な生育環境の保障のための「子どものための手当」の充実、第2に幼保一体化「こども園」の創設であり、その特徴として、①給付システムの一体化、②質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、

③待機児童解消をねらった保育の量的拡大、④家庭への養育支援、である。また、本事業は市町村が実施主体であり、計画の策定、給付、事業を行なう。これは「市町村新システム事業計画」の作成が盛り込まれている。さらに、「こども園」の教育指針として「こども指針」の策定が計画されている。なお、こども園が幼保のすべての機能をもった新しい施設を指し、総合こども園は、現在の認定こども園と同じく、単体で幼保の機能を持ち、子育て支援を実施するものを想定していた。大きく、3歳以上では、保育を必要としないところでは、「学校教育」という位置づけ、保育を必要とするところでは、「学校教育プラス保育」という形になる。満3歳未満では、「保育」となる案であった。さらに、幼保一体の具体的取組としては、多様な保育事業の量的拡大も強調されていた。これまでの認可制度を指定制度に変更し、株式会社やNPOなど多様な参入を可能としていた。この「新システム評価と課題」としては、第1に地域の子どもという点を明確に出しているところが評価でき、第2に保育と教育は重なり共通しているものであること、第3に学校教育ということで、幼稚園と同等の保育所での学校教育の保障が明記されているという点が評価できるとされている。第4に幼保小の連携という意味で保育の学校化という変質が起こるのではないかとという危惧がある。第5には、保育の質がうたわれているが、その向上が反映していけるかどうかの問題もある。さらに、児童福祉や0～2歳児の視点の希薄さ、システムの多様性によるわかりにくさが課題として挙げられる。

一方、附属幼稚園の取り扱い、給付の対象とはならず、実施の困難さが指摘できよう。加えて、審議途中から私立幼稚園の補助金制度が新たに設置されるなど、政権交代と同様、総合こども園化ワーキングの行方も混迷を極め、結局、幼保一体化どころか、文科省・厚労省・内閣府管轄による三元化の様相を呈していたといっても過言ではないだろう⁽⁶⁾。

これらは、政局の動きに翻弄されたものとなったが、結果的には、先述したように認定こども園制度の一部改正ということに落ち着き、幼保連携型の認定こども園を中心とした共通の施設型給付、二重行政の解消、株式会社の参与の解消、小規模保育への給付、保育教諭の検討等を加えたものとなった。また、ステークホルダーによる地域での子ども・子育て会議の設置等、内閣府、文科省、厚労省の子育て施策に関する体制のスクラップ&ビルドを基本に体制を整備することとなった。同時に、満3歳以上の学校教育、質の高い保育・教育の提供、保育教諭の充実と処遇改善も提示された。その後、政権が自民党に交代するとさらに、この3党合意案は推進されることとなり、現在に至っている。

現在、わが国における幼保一体化を含む新たな次世代育

成支援のためのシステムの検討は、内閣府の「子ども・子育て会議」において推進されている。また、各自治体で、地方版「子ども・子育て会議」が条例によって設置されつつある。この会議では、広く子育てに関する事柄を検討するが、主に、幼保一体化に伴う行政窓口の一元化や施設の一体化の問題だけではなく、①今まで幼稚園と保育所の二元下にいた子どもについて、「満3歳以上の子どもを学校教育とする」ことに関連する幼児教育理念の再確認や、②公的教育機関としての公立幼稚園の存在に関する課題が浮上してきている。このことは、これまで培ってきた幼児教育の有り様の根幹を揺るがす明治期以来の最大のターニングポイントになる可能性を秘めていると言える。このように、保育政策は政治と直結しており、そのことが教育・保育理念を全面に出す困難さを招いている、と同時に理念に基づく発信をすることが保育専門家の社会的な職務であろう。

そのような中、わが国における幼保連携型の一体化について、システム上の問題だけではなく、本来在るべき姿としての幼保一体の内容を明らかにすることが重要であろう。幼保一体化政策としては世界的な推進国であるスウェーデンを挙げることができる。スウェーデンの乳幼児教育については、先行研究も多く、最近5カ年では、紹介だけではなく、それぞれの課題を提示している⁽⁷⁾。

例えば、大野（2013）「スウェーデンの保育制度における現状について」や大城（2013）「スウェーデンにおける幼保一元化カリキュラムに関する研究」、白石（2012）「スウェーデンのナショナル・カリキュラムとその展開（その2）—カリキュラム改訂と「子どもによる影響」について—」、大野（2012）「スウェーデンの就学前教育と学校化—2011年学校改革から—」にみられる2011年の新学校法における改訂の変更点について、教育活動の質について述べたもの、白石（2011）「スウェーデンのナショナル・カリキュラムとその展開—目線の一つ「子どもによる影響」を中心に—」、白石（2009）「スウェーデンにおける就学前教育の質に関する取り組み～学校庁「一般的アドバイス」を中心に～」、吉次（2009）「スウェーデン förskola における「生活/学びの連続性」の視点と実際」のように、カリキュラム内容に言及したもの、水野（2012）「スウェーデンの就学前教育—育児休暇と Förskola」や吉次（2010）「園生活の可視化による家庭との連続性構築—スウェーデンの実践—」のように保護者との関わりの観点からプレスクールを述べたもの、大城（2010）「スウェーデンの förskola 設置主体の多元化に関する研究」や大野他（2009）「スウェーデンの保育政策～ECEC と学校教育の行政統合から～」のように設置主体に関するもの、大野（2010）「スウェーデンの就学前教育にみる就学前教育改革の影響」として学校化の問題を指摘しているものといったように多岐にわたる。もち

ろん、国の成り立ちや政治等の背景の異なることは前提であるが、スウェーデンは国策としての幼保一元化に成功したとみなされており、今なお革新を遂げつつある状況は関心をひいていることがわかる。

そこで、本研究では、わが国と同様な状況から幼保一体化施策の最推進国となったスウェーデンでの調査から、幼保一体化における内容のあり方と推進後における課題を明らかにし、わが国がこれから幼保一体化へ向かう際の示唆を得たいと考える。

2. スウェーデンにおける幼保一体化施策

(1) スウェーデンの幼保一体化への変遷⁽⁸⁾

以前のスウェーデンの就学前教育システムは、幼稚園と保育所の2元化であった。それまで一日3時間の幼稚園教育であったスウェーデンでは、1970年代から女性の社会進出が盛んになり、家族形態の変化が起こり、社会での幼児のケア、遊び、学びの保障が必要となった。また、保育所の待機児童も増加し、大きな社会問題となった。この時期からそれまでの幼保の二元化がまず一体化し、現在は一元化している。

それまでの史的変遷を辿ると、両親が就労、あるいは一人親のために預かる施設は、19世紀なかばに設置され、託児所と呼ばれた。主に下層の家族が利用し、裕福な家族はドイツからの教育的な幼稚園を利用した。20世紀初めに、鉄鋼やペーピング、マッチなどの工業が盛んになり、その余剰金で海外投資も積極的に実施し、労働者階級の支持により、社会民主党が政権を握った。結果、女性の選挙権の獲得、社会進出が起こり、1943年には、社会民主党のもと、公立の託児所設置に力を入れ、ダーグヘム daghem という「昼間の家」という預かる施設ができた。その後、出来るだけ家庭に近い形態をとりながら、次第に幼稚園もダーグヘムに統合されていった。その後、戦後1945年、スウェーデンは戦火に巻き込まれず、経済競争で優位に立ち、労働力が不足し、女性の社会進出が求められた。ダーグヘムは不足状態になった。政府の補助の他、親たちが協同組合をつくり運営するものや、4人までの幼児を預かる家庭型ダーグヘム制度を推進した。

1990年代までこの様な状況であったが、政府は、保育施設の拡充だけではなく、保育の質の向上、就学前教育から学校教育へのスムーズな移行、学童保育のあり方などの検討を進めた。その結果、1996年に社会保健省から教育科学省（当時）の管轄へ移行した。その際、ダーグヘムは就学前教育、プレスクールという名称に変更した。ダーグヘムでは季節の変化、自然の大切さ、環境保護、友人関係、遊びの楽しさをしっかり教えていたが、今は、教育の範疇に入ったので、暮らし方だけではなく、読み書き、算数も教えることが普通になった。レジヨ・エミリア方式やモンテッソーリ方式が採用され、保護者に

アピールするプレスクールも増えている。

また、1992年まではすべて公立であったが、2008年には、75%が公立、25%が民営である⁽⁹⁾。プレスクールは、最長で月～金の朝6時半～18時頃までオープンしている。さらに、1998年からは、6歳になると学校の入学をスムーズにするために就学前クラスに入り、1日3時間の授業が実施される。このクラスの費用は無料であり、義務教育ではないが殆どの幼児が通っている。そして7歳になると9年制の基礎学校に入学する。なお、6歳～12歳までは学童保育に行くことが出来る。始業前・昼休み・放課後は学童保育指導員がケアをする。その他、余暇施設、家庭型ダークヘム、オープン余暇施設が学童保育を補っている。

次に現状の幼保一体化施策について、主に2012（平成24）年3月24日～30日調査のスウェーデン教育科学省（Swedish National Agency for Education）Carina Hall氏のインタビューを踏まえ報告する。

（2）現在のスウェーデンの幼保一体化と教育システム

2011年から新教育法が公布され、プレスクールの位置づけ、教員の資質能力の向上がさらに整備される。現在、スウェーデン政府は、分離システムを実践し、小さな政府を目指している。その中で学校関係として、政府と議会をとおり、カリキュラムは国会で決定されている。3つの学校エージェンシーである教育庁・監督庁・特別支援庁から成る学校体系である。教育庁の仕事の内容は、部門別に、主に一般管理といった書類作成の部門、カリキュラム概要や指針の作成部門、学校評価や追跡調査の部門、学校支援の提供する部門、新しい知識の開発と普及をする部門の5部門から成っている。

1970年代幼保一体化へと政策が実施されていったが、1996年に教育省の所管になり、その後、それまで福祉省にあった0歳から2歳児が、教育省に統合され、教育制度は、0歳児から大学まで一貫したものとなった。0歳児は、ほとんど両親のいずれかが休業制度を利用し、家庭で養育する。その制度を利用するのは母親が殆どであり、1歳になると保育機関に預けて仕事に出るケースが90%以上であるという。このように、1～12歳の学校システムは、スウェーデンモデルと言われるもので、その間、9年間の義務教育がある。その内容は、1～5歳のプレスクール、6歳から中学生まで利用可能な時間外のレジャータイムセンター（学童保育）、6歳児が通う就学前クラス、小学校にあたる基礎学校は7歳児からである。また、特別支援学校、障害者との統合学校、スウェーデンの伝統的なトナカイ飼育をしているサーミ族の学校を含めて中学まで義務教育があり、その後、高校から大学まで無償である。この制度は、スウェーデンでの留学生にも適用されていたが、最近では、EU以外の留学生

を無償にすることに対する異議が出されている。しかし、子どものケアや教育は社会としての問題であるとし、税金が投与され、子どもの行きたい学校に進学できるようにその権利を保障すること、その必要を満たすために「場」を提供する必要があることは重要なことであると述べられた。

一方、就学前教育についてみると、0歳児保育はどちらか一方の親の13ヶ月分の給与が補償されるため、両親保険により育児に専念できるため在宅での保育となり、プレスクールで預かることは殆どない。就学前施設としての1歳～6歳児対象のプレスクールでは、①子どもの成長と教育の保障、②両親の仕事と両親の成長にかかわる学びの保障、の2つを目標としている。つまり、親としての成長の場を提供することもその保障のひとつとなっている。この母親の自らの成長を保障する考えは、北欧の特徴でもあるとされている。

費用については、無償ではなく子ども1人の場合は、月収の3%であるが、max tax法により1260スウェーデン・クローネ（SEK）までとされている。日本円で8千円程度である。子どもが2人、3人と増えるに従って収入の2%、1%と減額され、max taxも子ども2人で840SEK、3人で420SEKとなる。4人以上の子どもの場合は、保育料はかからない仕組みになっている。また、週15時間以内であれば、保育料は無料である。いずれもどのような収入の両親であってもプレスクールに行ける保育料である。このように保育料にはマックスタックスがあり、収入による相違は以前ほどない。

現在、1～3歳児の75%がプレスクールに通い、4%が家庭内保育を受けている。また、4～5歳児の94%の子どもがプレスクールに通い、4%が家庭内保育をうけている。このようにスウェーデンでは、プレスクールは殆どの乳幼児がかかわり、保護者も満足しているのが現状である。なお、2008年では、1～5歳児のうちの81.3%がプレスクールに通っている⁽¹⁰⁾。

また、質の高い保育を提供するためにも、就学前教育を社会の課題として捉え、1980年から教育庁が関与し、1998年にナショナル・スタンダードとしての教育課程が公布された。現在は、教育部門にすべて統合し、成長発達・教育の部門にしたこと、責任の所在を地方自治体によるものとし、スウェーデンの特徴でもあるコミュニケーションの責任とし、公的資金を出来るだけ投入したこと、特別支援を充実し、すべての保障を見直して拡大したことが、保育の質を高めるための施策として挙げられた。

（3）保育内容について

保育内容としては、特に生活や遊びから学ぶことを中心に展開している。ナショナル・カリキュラムとして1998年に“Lpf698”が公布され、2010年に改訂がなされ

ている⁽¹¹⁾。

基本的に日常生活の中での遊びと学びをつなげることであり、ケアと教育をひとつにするものである。毎日の生活の中で子どもが面白いと思うものや、少し刺激を与える環境を準備し、それが安全な中で行われることである。その学びは遊びの中で包括的に教育と成長が手を取りあうようにし、子どもの成長を促すものとしなくてはならないとしている。このようなホリスティック教育としての遊びを通した学びは、子ども自身が世界を学ぶことであり、特に重点をおいている。また、学校ではないので、勉強的な教育に偏らないように注意しており、実際に保護者の要望として、学校化しないで十分遊ばせてほしい、という声も多い。

さらに、保育内容における基本として、すべての子どもは全感覚を使って可能性を開いていくものであるとしている。それは、また、子ども時代の価値をつくりあげていくことにつながるとされている。

まず、「規範と価値」がすべての学校教育の根底となり、一貫教育に活かされている。これは、異なった意見や価値をもった人々に気づき、子どもたちの間で刺激のあるやりとりをすることで、お互いに尊重して解決する能力を身につけることである。

すなわち、遊びの中でのグループの重要性を挙げることができる。グループ活動を重視し、問題の解決をはかり、意見を伝え合い、お互いの意見を尊重し、社会の中で協力して生きていくことを学ぶ場でもある。そこでは、自分と周囲の関係性をつくり、それがグループとして生まれていくのであり、そのことでグループの中での自分を知り、自覚し、自分自身の身体的、精神的、社会的有用性を知り、民主主義の基本を獲得することができる。

また、「成長と学び」は、新しい知識から創造性を育み、学びの楽しさを促進させることを実感し、人間として成長することである。すなわち、就学前に好奇心をもち、物事を学びたいという習慣を付けること、そのことを躊躇せずに自信をもってやっていけるように、ひとつひとつの事を取り上げて見ていき、子どもによる表現の相違や影響を見ていくことである。ひとりの子どもとして見ることで、各子どもの選択と見方が尊重されることを確実にし、男女は共に同等の働きをすることを確認し、性別に分けることなく、権利があることを学ぶのである。男女差なくお互いを尊重すること、を提示している。このことは、家庭、保護者との共同作業であり、子どもの発達をめぐっての家庭との連携が欠かせない。

(4) プレスクールをめぐる連携について

プレススクールをめぐる連携について、まず、保護者との連携であるが、子育ては家庭との共同作業であり、保

護者がプレススクールの保育に意見を言う権利をもっている。教師も両親への尊敬を示し、よい関係をもつように心がけている。日常は、送迎の際に、担任と各保護者がかかわるようにしている。また、最低1年に1回、子どもの最善、成長、学びについて、両親と基本的に話し合うこととしている。そこでは、保護者とともに子どもの成長について、共通の目標をもち、子どもを育てる共同者としてのパートナーシップを築くように心がけている。ガイドラインとして教育要領に示されている。

さらに、子どもたちのあらゆる成長を支えるために、プレススクール→就学前クラス→基礎学校やレジャータイムセンター（学童保育）という中で、子どもたちが新しい環境で違和感を抱かないようにすることを目的としている。そこで、重要なことは、子どもの発達をめぐる連携であり、ひとつの連携の円の中で動くようにすることである。そこでは、子どもの一人一人の必要に気づくことが義務であるとされている。プレススクールと同様、レジャータイムセンターも教育科学省の管轄である。

(5) 教職員について

スタッフについては、プレススクールの教師は、4年制大学の出身者であり、チャイルドマインダー（保育士）は、高校卒業の資格である。また、演劇やスポーツ等での特別の能力をもっていて、大学教育を受けた人である。教員研修は、キャリアアップのため教師の自由意志により実施している。研修期間は停職し無給であり、学校へ通学する。その場合、授業料は無料である。

しかし、スウェーデンの教育的課題は、教師の社会的地位が低いことであり、給与も低く、教師のなり手が少ないことである。4年制を出たプレススクールの教師を増やすことが課題であり、2011年の「新学校法」から教師の責任が重要であることが明示されている。現在は高校出身の保育士もいるが、将来はこの職種は減少するであろう。今後、就学前教師の教員養成も含めて4年制の大学教育に加えて実習を中心とした修学年限を延長する方向であり、将来の免許制度も異なってくるであろう⁽¹²⁾。

教員の資質については、2010年の調査の結果、プレススクール間で質の相違があることや、教師が少なく子どもグループの人数が多くなり、問題になっている。これらは子どもへの影響が大きいため早急に解決をしないといけない。現在は、1～3歳児5人に1人の保育者、3歳以上は7人に1人の保育者という規定がある。保育時間は7:00～17:30である。その中で9:00～15:00は遊びをとおした教育的なことをするようになっている。

なお、1970年代の幼保一体化の創設時には、反対も多くあったが、現在では一体化してよかったと言える。今後、子どもの可能性を広げることとして、保育の充実はさらに必要であるとされている。

3. プレスクール (Förskola) の実際

2010 (平成22) 年 8 月 12 日 実地調査のゲーテンボルグ Långstomsatans Förskola 及び Vintervädersgatans Förskola の Kersfin Thulin 園長と 2012 (平成24) 年 3 月 27 日 実地調査のストックホルム Förskolen Skeppet の Anna Carin 園長の説明を聞いた。ここでは主にストックホルムのプレススクールを中心に実践を述べる。

ストックホルムの郊外にあるプレススクールの園長は、6カ所のプレススクールで250人の子どもと97人の先生を管轄し、人事権もあるということであった。スタッフは53%がプレススクールの教師、47%が保育士である。

両方の幼稚園に共通していることだが、子どもに対する人数は、1～2歳児が、教員1人あたり5名、3～5歳児は子ども7名に1名の教員数である。オープン時間は、7時から17時半であるが、必要に応じて時間は変化する。保育時間は、フルタイムで8時間であるが、保育時間は、いろいろな形態があり、保護者は自分たちに合った方法を選ぶことができる。就労に関係なく、子どもを預けることもできる。9時～15時に、教育的な内容を実施する。

保護者とは、毎日の送迎の他、1学期に1回、年3回担任と話し合いをする。そこで、子どもの成長について共通認識をもつようにしている。また、保護者にたずねるガイドラインがあるので、メールで送付する。子どもを個人として見るのではなく、グループの中でその子どもにとってどのようなことが必要なのか、話し合っている。しかし、そのグループの固定化はしないように気をつけている。多くの子もたちと異年齢でかかわれるように、必要に応じて実施している。プレススクールは文字や数字も扱うが、成績を測るものではなく、子どもの可能性をつくることであり、将来の方向性をつくっていくことである。

幼保一体化については、当時は反対もあったが、今は一体化してよかったと思う。最近、教員養成校では、内容に変化があり、子どもの日常生活のなかでいろいろな方法をケアしていくことを学び、教育の目標として、民主主義を獲得し、グループで活動できる人間を育てることを目的として養成されている。

(1) 環境について (写真1, 2)

室内環境は学びを意識して色合いも工夫されていた。

年齢別のクラスで、7～8人以下の小グループでの活発だが落ち着いた活動であった (写真1)。外遊びも活発になされていた。いずれも幼稚園も北イタリアのレッジョ・エミリアの幼児教育方法を援用していた (写真2, 3)。ゲーテンボルグの幼稚園では、教育的アプローチを考えると、レッジョ・エミリアが最も適切であるという説明であった。両園とも、保育の中でもっとも重要視

していることは、「聞くこと」であるとの説明であった。



(写真1) 1グループ数人の4歳児クラス



(写真2) 色水のびんの色彩—レッジョ・エミリアの影響がみられる

(2) ポートフォリオ (写真3) の活用について

両園共、保育室に各子どもの日々の様子を記入したものや作品等がクリイファイルの中に納められ、教師による各々の子どもについての観察記録も収納されている。保護者は自分の子どものファイルを見ることが出来る。室内の棚等は全体的に子どもの視線に合わせてあり、高さが低く、自然のもので調和がとれている。ここ



(写真3) 調和のとれた室内—正面奥の戸棚にポートフォリオのファイルが並んでいる

にもレッジョ・エミリアの影響を見ることが出来る。

(3) 保護者との連携の取り方 (写真4)

保護者は園の1年間の予定をこのような掲示で見ることができる(写真4)。また、個人的な連絡事項の紙媒体は減少し、インターネットでおこなっている。子どもの活動の経緯を壁に掲示するなど、随所に保護者との連携を見出すことが出来た。



(写真4) 中央の掲示は室内への入り口に掲示されている1年間の行事予定表であり、保護者へのアナウンスである。

おわりに—スウェーデンから学ぶ幼保一体化

スウェーデンにおける幼保一体化施策以前は、わが国と同様、長い間二元化であった。しかし、社会変化と女性就労者の増加に伴い、育児の問題が社会問題化し、労働する者の声として幼保一体化が推進され、最近では、保育料のマックスタックス制度の導入等いずれも労働する側のコミュニケーションからの発信で施策が動いていったことがわかった。それは、働く者が必要であることから子どもの養育が問題として浮上し、そのことに対して、即座に改革が実施され、制度がつくられていく、という状態であった。このことは常に政局と絡んだ方策がとられている。しかし、これは、まず、子どもにとって何が最善であるか、という観点から捉えられており、そのことは子どもや保護者の人権を尊重するという基本的姿勢があらわれているということが言えよう。

一方、幼保一体化に伴う教育省への統合について、就学前の保育を「学校化」といった指摘もある⁽¹³⁾。しかし、今回のインタビュー調査では、就学前教育の特性が意識され、何度もプレスクールを「学校化しないようにしている」といった説明が繰り返された。スウェーデンを含む北欧では、小学校入学が7歳であり、他の国に比較して1年あまり学齢期が遅い。このことは、スウェーデンでも問題視されているが、就学年齢を下げる代わりに1年間の就学前クラスを無料として、プレスクールから基礎学校への架け橋となるような、主に読み書きや算

数や科学を中心とした学習の時間が設けられている。そこは、就学前クラスでは、やや学校化することが目的であるが、その分、プレスクールは、遊びを中心として、遊びや生活からの学びを常に意識した内容を考えている。そのことは、保護者の姿勢と関連していると考えられる。すなわち、保護者からの要求として、まず、プレスクールでは、遊びを十分行い、子どもの時代を価値あるものとして、早教育に走るべきでないように、スタッフに述べているとのことであった。これは、保護者の姿勢に支えられ、理想的な保育内容が展開できていることでもあり、また、保護者への尊敬の念とよい関係性を構築することがスタッフの仕事として教育要領のガイドラインに明記されていることも大いに影響があると考えられる。

翻ってわが国の幼保一体化についてみると、一体化への長い変遷を経て平成27年度を目指し、各自治体で子ども子育て会議が開催されている。しかし、保護者自身の「幼児期における教育の特性」についての共通認識が少なく、多くは早めに学習することで、小学校以降、楽になるという認識があり、子どもにとっての遊びの意義も理解されにくい現状がある。わが国の幼稚園教育要領・保育所保育指針の保育内容も子どもの経験をとおして、遊びや生活を通した学びが貫かれているが、その趣旨も十分保護者に届いているとは言い難い。これは、スウェーデンのような、保護者はプレスクールへ意見を言う権利をもっている、といった考えが、わが国には稀薄であることも要因のひとつであろう。本来、子どもの成長を支えるためにも保護者との協力は欠くことができないはずであるが、就労する親は子どもを預けてまかせ、そうではない親は、園側に学習的な内容を期待している。わが国もさらに保護者との協力体制を明確にガイドラインとして掲載し、親として育つことを親も意識することを目標にすべきであろう。

さらに、これまでの幼稚園教諭と保育士との間において、子どもの成長を支え、最善の利益を考えていることは共通であるが、保育内容・方法の相違もあり、また、同じ職場ではないことから生じた誤解ともいべき様々意見から溝が生じていることも事実である。このことは、今後幼保一体化を推進する上で、特に幼保連携型の認定こども園においては大きな問題となるであろう。この解決としては、幼保合同研修のあり方が課題となる。

今後、わが国でも学校化しない方向をとり、当面「3歳児からの教育」に向かう上で、0～6歳児を対象とした保育内容を整備するとともに、幼保の保育者双方の理解と保護者と共に創り出す保育を目指した子育て支援内容を充実させていくことが、本来の子どもの発達を促進し、保育の質を高めることにつながるものであると考えられる。

注

- (1) OECD (2010). 保育者の専門性と園組織運営における質の向上. 13th OECD-Japan Seminar ; 2010年 6月 7, 8日 東京.
- (2) OECD, 星美和子他訳 (2011). OECD 保育白書—人生の始まりこそ力強く：乳幼児の教育とケア (ECEC) の国際比較. 明石書店.
- (3) 泉千勢他 (2008). 世界の幼児教育・保育改革最前線. 世界の幼児教育・保育改革と学力. 明石書店. 26-27
- (4) M.Taguma (2010) Introduction of the key topics of the seminar. 13th OECD-Japan Seminar June 7. Tokyo
- (5) 兵庫県教育委員会 (2011). 遊びを通じた確かな「学び」を培う指導と評価. 及び兵庫県教育委員会 (2012). 幼児期の「学び」を伝え合う力の育成に向けて. 兵庫県教育委員会
- (6) 名須川知子他 (2012). 幼保一体化施策に関わる実証的研究と教育研修モデルの構築.平成24年度「理論と実践の融合」に関する共同研究活動成果報告書.兵庫教育大学.
- (7) 日本保育学会第62回大会 (2009)～第66回大会 (2013)におけるスウェーデンのプレスクールに関する研究発表
- (8) Amer Erizabeth, 岡本久子 (訳) (2009). *Barns inflytande i förskolan-en fråga om demokrati* (utgåva 1-3) Lund : Studentlitteratur
- (9) B.M.Korpi, B.R.Tuner (訳) (2007). *The Politics of Pre-School-intentions and decisions underlying the emergence and growth of the Swedish pre-school*. 3rd edition The Ministry of Education and Research.
なお、邦訳は、太田美幸 (訳) (2010). 政治のなかの保育—スウェーデンの保育制度はこうしてつくられた. かもがわ出版.
- (10) 渡邊芳樹 (2013). スーパーモデル・スウェーデン～変容を続ける福祉国家～. 法研. 136-137
- (11) Skolverket (2010) *Curriculum for the Preschool Lpfö98*. Revised 2010
- (12) C.Tofténus (2010). *Politics and practices for assuring quality of education and care of young children Conditions and concerns in Sweden*. 13th OECD-JAPAN Seminar June 2010.
- (13) 大野歩他 (2011). スウェーデンの就学前クラスに関する研究—「学校化」問題と生涯学習アプローチの観点から—. 保育学研究 vol.49-2.19-29

化の基礎調査を中心に—」における研究補助金を受けたものであり、その研究の一部である。

(平成23～24年度 学長裁量経費「理論と実践の融合に関する共同研究活動」による「幼保一体化施策に関わる実証的研究と教員研修モデルの構築—幼保一体